

令和5年度 鶴翔高等学校生徒指導部資料

1 今年度の生徒指導部の目標

- あいさつの飛び交う明るい学校（伝統の継承）
- 問題行動の未然防止のための積極的生徒指導の推進
- あたりまえのことをあたりまえにできる態度（社会で通用する人材）の育成

1 基本的な生活習慣を身に付けさせる。

- (1) 規則正しい生活を心がけさせ、遅刻・欠席がないよう努力させる指導を行う。
- (2) 定期的な指導のみならず、常に頭髪・服装、身だしなみを意識させる指導を行う。

2 学校生活の様々な場面を通して、社会人として必要なあいさつ・礼儀を身に付けさせる。

- (1) 気持ちのよいあいさつができるよう、家庭・地域・校内でのあいさつを徹底させる。
- (2) 生徒同士でもよりよいあいさつができるように生徒会や部活動と協力していく。

3 校則を通して、社会での規則・ルールやマナーを守る態度を身に付けさせる。

- (1) 校内生活における生徒心得をしっかりと理解させ、規則を確実に守らせる。
- (2) いじめはもちろん、からかいなどが嫌がるような行為が起こらないよう常に注意をはらう。
- (3) 携帯電話（スマートフォン）の適切な使用やマナーを身に付けさせる。
- (4) 指導を受ける側の素直な態度や謙虚な姿勢を身に付けさせる。

4 問題行動の未然防止に努める。

5 生徒会を中心に生徒の自主的な活動を推進する。

2 生徒心得（生徒手帳記載事項）より

1 あいさつ

あいさつはコミュニケーションの第一歩である。心のこもったあいさつの声が響き合う学校を創る。一旦立ち止まり、相手の顔をしっかりと見て声を出したあいさつを心掛ける。

2 礼儀

日常生活や将来の職場での必要な礼儀作法の習得に努める。

3 時間

時間を守ることは、信頼を得ることにつながる。時間に対する意識を持ち、登校や授業開始の時刻をしっかりと守るよう心掛ける。

4 校内生活

- (1) 授業や部活動に不必要な物品は、学校に持ってこない。
- (2) 所持品（上履き、カバン、教科書、バッグ、傘、靴など）には、必ず記名する。
- (3) 教材・教具の貸し借りをしない。
- (4) 貴重品の保管に注意し、貴重品袋などを用いて担任に預ける。
- (5) 提出物・諸届け・許可願等、確実に提出する。
- (6) 校舎内及び渡り廊下では、上履き（スリッパ）を使用する。
- (7) 病気や他の理由で、やむを得ず学校を欠席や遅刻をする場合は、保護者が担任もしくは学校に連絡する（無断欠席・遅刻を絶対にしないこと）。

- (8) 登校後は放課後まで校外に出てはならない。やむを得ず外出する場合は、担任の許可を得る。
- (9) 学校の校舎や教室の設備、備品等は、多くの人々が利用する公共物である。丁寧に扱うことを心掛ける。万一、破損した場合には、直ちに届け出る。場合によっては弁償となる。
- (10) 職員室等に入室する場合は、「学年、組、氏名、用件」をはっきり述べて、許可を得てから入室する。また退出の時は、「ありがとうございました」あるいは「失礼しました」と言い、退出する。

5 制服

学校への帰属意識の育成や伝統づくりの一環として、長く愛用される制服を選定した。鶴翔高校生としての誇りをもって制服を着用する。制服の変形・加工等があった場合には、買い換えをお願いすることもある。服装・頭髪の詳細については、**服装・頭髪に関する心得**に示す。

6 通学カバン・補助バッグ

- (1) 通学カバンは学校指定のもので、変形・加工(マークをはがす、シールを貼るなど)をしない。
- (2) 補助バッグは、黒・紺など派手でない通学にふさわしいものとする。
- (3) 登校するときは、必ず通学カバンを使用し、補助バッグだけで登校しない。
(ただし、学校行事等で終日授業がない場合を除く。)

7 通学

- (1) 通学は、徒歩、自転車、及び公共交通機関とする。
- (2) バイク(原動機付自転車)通学は、原則として禁止する。
ただし、徒歩、自転車及び公共交通機関での通学が困難な場合など、特別な事情がある生徒については審議をした上で許可する場合がある。
- (3) 通学の詳細については、**通学に関する心得**に示す。

8 アルバイト

- (1) アルバイトは許可制とする(長期休業中を主とし、詳細についてはアルバイトに関する規定に示す)。
- (2) 経済的に困難な場合は奨学金制度も紹介する。
- (3) 3年生の進路決定者はアルバイトを認める。許可条件については別に定める。
- (4) 無断でアルバイトをした場合、指導の対象となる。

9 携帯電話・スマートフォン

- (1) 携帯電話は、所有を推奨するものではないが、保護者が申請する許可制として学校への持ち込みを認める。
- (2) 許可を受けた場合は、別に定める「携帯電話所持許可願」の「校内所持条件」及び「所持の心得」を厳守するとともに、所持に伴う経費や事故等について保護者が一切の責任を負うこと。また、所持条件等に違反した場合には、学校のいかなる指導にも従うこと。
- (3) 携帯電話におけるトラブル防止のために必ずフィルタリングを設定すること。
- (4) 保護者は学校以外での携帯電話の利用について、親子で使用する時間や場所を決めたり、マナーを守らせたりし、利用状況を把握すること。

10 その他

- (1) 飲酒・喫煙等の問題行動については同席者についても同様の指導を行う。
- (2) パチンコ店やその他の遊技場等、高校生が立ち入りを禁止されている場所へは絶対に立ち入らない。
立ち入ったことが判明した場合、指導の対象とする。
- (3) 無断で授業や行事に出席しなかった場合、怠学として指導の対象とする。
- (4) 問題行動で特別指導を受けた者は、就職・進学における学校推薦へ影響を及ぼす場合がある。

服装・頭髪等に関する心得

1 制服

アイテム及び目安期間	4月	5月	6～9月	10月	11～3月
上衣	◎				◎
シャツ	◎(長袖)	◎(長袖)	○(半袖・長袖)	◎(長袖)	◎(長袖)
オーバーブラウス			○(半袖・長袖)		
冬スラックスまたは冬スカート	◎	◎		◎	◎
夏スラックスまたは夏スカート			◎		
ネクタイまたはリボン	◎	◎		◎	◎
ベストまたはセーター	△	△		△	△
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・気候や体調に合わせて適切に着用すること。 ・ベルトのバックルは派手な装飾のないもの（購買部取扱品あり）とし、男女ともにスラックス着用の際には装着すること。 ・ソックスは黒または紺の無地（同系色のワンポイント可）で、くるぶしを完全に覆う長さのものとする（購買部取扱品あり）。11～3月の期間については、黒無地のタイツを防寒用に着用してもよい。 ・冬服の上衣の下には、学校指定のベスト・セーター（Vネック）のみ着用可とし、カーディガン、トレーナー、パーカー等の着用を認めない。 ・女子はスラックス着用時、ネクタイ（短い）を使用する。 ・シャツの中の肌着については、白・黒・紺の単色とする。胸のワンポイントマークは認めるが、胸や背中に文字や絵がプリントされているものは認めない。夏の体育服も認めない。 ・学級章は、冬服の期間は上衣の左襟に必ず付ける。 ・スラックスの裾が、折れ曲がったり擦り切れたりしている場合、補正をする。 ・スカート丈が規定（膝頭にかかる長さ）より短い場合、補正をする。 ・マフラー、ネックウォーマーの使用は、黒・紺・茶・グレーを基調としたものとする。 ・冬服のボタンは必ず全てとめる。 ・シャツ（長袖・半袖）のボタンは全てとめる。また、長袖シャツの袖口のボタンも必ずとめ、腕まくりをしない。 				

2 頭髪等

頭髪は常に鶴翔生らしく清潔に保ち、次の基準を守る。

【男子】 前髪は目に、後髪は襟元に、横の髪は耳にかからない。

【女子】 前髪は目にかからない。後髪は、肩にかかる場合は、黒または紺・茶色の飾りのないゴム紐でくくる。横髪は垂らさず必ずピンでとめる。

- (1) パーマ(ストレートパーマも含む)、カール、斜めカット、部分的に長い短いなどの極端で不自然な髪型は禁止する。
- (2) 染色・脱色は基本禁止する。
- (3) 染色をした場合は、理髪店・美容室で黒染めさせる。市販の黒染め用品を使つての臨時の改善は認めない。ドライヤーのあてすぎやアイロン等で本来の自分の髪の色と違ってきた場合には、その都度黒染め指導の対象とする。
- (4) 化粧、マニキュア、ピアスなどの装身具等は禁止する。健康器具（磁気ネックレス、磁気ブレスレット等）を首、手首、足首に着用することも禁止する。部活動で認められているものがあれば、その部活動の時間のみ着用可とするが、授業時間の着用は認めない。
- (5) 整髪料や香水等の使用を禁止する。
- (6) 眉については、自然なままとし、剃ったり抜いたりカットしたりしない。
- (7) 髪の毛は、次回の指導までもつようにカットする。

3 靴等

- (1) 登下校及び校舎外では、学校指定の革靴を使用する。
- (2) 上履きは、学校指定のスリッパとし、校舎及び渡り廊下で使用する。
- (3) 体育時については、体育用白ソックスを着用し、学校指定のグラウンドシューズを使用する。
また体育館においては、学校指定の体育館シューズを使用する。

4 その他

- (1) 何らかの理由で、正規の服装容儀が出来ない場合、学級担任に異装許可を申し出る。担任は職員朝礼で全職員へ報告する。
- (2) 頭髪服装指導で指導に応じない生徒については、就職・進学における学校推薦に影響を及ぼす場合がある。

5 携帯電話・スマートフォンについて

携帯電話の持ち込みは保護者からの許可願の提出による許可制とし、許可願を提出したものののみ持ち込みを認める。

【校内所持条件】

- 1 校内での使用区域は脱靴場のみとする。
- 2 校舎内では、電源を切ってカバンの中に保管し、出さない。
- 3 携帯電話は、保護者への連絡以外に使用しない。

【所持の心得】

- 1 使用が禁止されているところでは電源を切る。
- 2 歩きながら、あるいは自転車に乗りながら携帯電話を使用しない。
- 3 周りに迷惑にならないような話し方に努める。
- 4 無断で写真を撮らない。また、個人情報(電話番号・アドレス)を勝手に人に教えたりしない。
- 5 携帯電話(メール等)での嫌がらせなどは絶対にしない(特別指導の対象)。

【携帯電話条件違反の措置】

所持条件を守らなかった場合は、次のような指導を行う。

違反回数	指導内容
1回目	担任・学年主任説諭(保護者へは連絡) *生活指導報告書の提出
2回目	生徒指導部説諭(保護者へは連絡) *生活指導報告書の提出
3回目	保護者来校, 教頭説諭, 授業観察指導 *生活指導報告書の提出
4回目	保護者来校, 校長説諭, 授業観察指導 *生活指導報告書の提出
5回目	検討事項

通学に関する心得

1 自転車通学

- (1) 通学距離による制限を設けずに登録制とする。
- (2) 自宅から学校または最寄りの駅やバス停まで利用する場合には「自転車通学許可願」を提出する。
- (3) 通学用の自転車には、登録番号を記した許可ステッカーを購入し、自転車後部に貼付する。
- (4) 自転車は、指定された場所に、詰めて整然と停める。
- (5) 自転車は荷台があるもので、学校カバンは荷台にゴム紐で確実に積む。
- (6) 雨天時は、必ず雨合羽を着用し、傘差し運転をしない。
- (7) 特殊な形状のハンドル、ハブステップ、カラーホイールは使用しない。
- (8) 反射鏡を付けるとともにライトが点灯するなど車体を常に点検し整備をしておく。
- (9) 交通法規と交通マナーを遵守し、常に安全運転を心がける。
- (10) 自転車損害賠償保険に必ず加入する。
- (11) 乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました(R5. 4. 1)万が一に備えた準備をしましょう！

2 バス、列車通学

- (1) バスや列車等による通学生は、車内ルールをよく守り、乗務員や駅員の指示に素直に従い、他の乗客に迷惑をかけることが絶対にならないよう心がける。
- (2) 駅やバス停の利用についても、マナーをよく守り周囲の迷惑にならないようにする。
- (3) 無賃乗車や定期券の不正使用などが発覚した場合、厳しい指導を行う。

3 バイク通学

- (1) バイク(原動機付自転車)通学は、原則として禁止する。ただし、徒歩、自転車及び公共交通機関での通学が困難な場合など、特別な事情がある生徒は担任に申し出る。交通指導係で条件にあてはまるか審議した上で免許取得を許可された場合にのみ、必ず所定の手続きを行い受験可能となる。
受験は、夏休み・冬休みなどの長期休業中に限り認める。
- (2) バイクでの通学許可条件
 [自宅から学校まで] 公共の交通機関を利用した通学が不可能であり、かつ自宅から学校までの通学距離が5 km以上の場合。
 [自宅から最寄りの駅またはバス停まで] 原則として、最寄りの駅またはバス停までの距離が4 km以上あり、駐輪場の確保ができる場合。
- (3) 長島地区の生徒に関しては、だんだん市場(黒之瀬戸大橋前)までの乗車を認める。
- (4) 通学に使用できるのは、スクータータイプの原動機付自転車(排気量50 cc未満)とし、荷台が設置してあるものに限定する。また、通学許可プレートを常に装着し、ヘルメットは白のフルフェイスとする。学校カバンは荷台にゴム紐で結びつけ、足元には置かない。
- (5) 通学にのみ使用できるのであって、遊びなど目的外でのバイクの使用は指導の対象となる。
- (6) 無断免許取得はもちろん、無許可(通学許可条件にあてはまる者が手続きをせず免許を取得)での免許取得についても指導の対象となる。

4 交通指導について

段階	違反内容
A	【安全運転義務違反】 ・自転車傘さし運転 ・携帯電話・スマホを操作又は使用しながらの歩行・運転 ・イヤホンで音楽を聞きながらの歩行・運転 ・自転車二人乗り ・並進 ・無灯火運転 ・自転車一時不停止、信号無視 ・整備不良 ・ヘルメットのベルト未装着 ・単車で足元にカバン など ・校外放置、校内駐輪場以外に放置 ・自転車無許可通学 ・免許証不携帯 ・許可ステッカー・許可プレートなし ・単車目的外使用 ・指定外ヘルメット(半キャップ) ・指定外単車使用
B	・無許可(無手続)免許取得 ・単車定員外乗車 ・単車無許可通学 ・単車一時停止違反 ・自賠責保険未加入 ・単車信号無視 ・スピード違反(30 km 未満) ・通行区分違反 ・ノーヘルメット ・けん引 ・車体貸借 ・その他交通法規違反
C	・無免許運転補助 ・スピード違反(30 km 以上) ・無断免許取得
D	・無免許運転 ・自動二輪・自動車免許取得
E	・暴走行為 ・飲酒運転 ・ひき逃げ ・悪質な運転による事故(過失大)

■ 注意事項

- (1) 交通違反及び交通事故を起こした場合、必ず速やかに担任・交通指導係の先生に報告すること。
(1週間以内に自ら申し出た場合、状況に応じて指導を減ずる場合がある)
- (2) 単車通学生は、指導段階B以上で通学許可停止または通学許可取り消しとする。
免許証は保護者預かりとする。なお、通学停止期間中に、単車の運転が発覚した場合は、特別指導を実施し通学許可は取り消しとする。
- (3) 警察による検挙・指導はもちろん、本校職員が交通違反を確認した場合も指導の対象とする。

アルバイトに関する規定

アルバイトは、生徒の長期休業期間中における規則正しい生活リズムの維持、進路実現に向けた就労経験の積み重ね等を行うことによって、生徒の社会性の育成を狙うと共に、農業を中心とした地域の本校への期待に応えつつ地域との連携を目的に職業実習の一環として許可する。

また、進路が決定した3年生に対して別に定めるところにより、申請があれば許可するものとする。

《注意事項》

- ①事前許可 学校所定のアルバイト届けにより、事前に届け出て許可を得なければならない。
- ②禁止事項 ア 定期考査において、欠点のある者は原則として認めない。
イ 危険な業務の禁止。
例) 酒を供する業務、遊興的接客業（バー、クラブ、キャバレー、喫茶店）、
娯楽関係施設（カラオケ）、危険物取扱店
- ③就業区域 原則として通学区域内であること。
- ④就業期間 長期休業期間の2/3以内の日数とする。
農繁期については、相談により確認を行う。
- ⑤就業時間 夏は午後6時まで 冬は午後5時までに一日の業務を終えること。
労働時間は1日8時間、1週間に40時間を超えてはならない。
- ⑥その他 (1) この他、労働基準法を遵守するよう企業側に求める。
(2) 出校日には必ず登校すること。
(3) アルバイト許可証は必ず携帯すること。
(4) 校則並びに交通規則などを厳守すること。
(5) 無断でアルバイトをした場合には特別な指導を行う。
(6) 農繁期におけるアルバイトについては一部手続きを簡略する。

【アルバイト許可申請・報告の手続き】

●許可申請手続き《休業日1週間前までに完了（厳守）》

- ①(1)アルバイト許可願 → 保護者
(2)アルバイト雇用願 → 雇用主
- } 担任 → 生活指導係

- ②(3)許可証の受領 生活指導係 → 本人

◆就業中は、許可証を携帯すること。

◆休業中に急遽、アルバイトを申請する事になった場合でも、上記の手続きを済ませてから就業すること。

生徒 → 担任へ連絡 → 生徒指導部（生徒指導室）で許可

●報告手続き《始業式後5日以内に報告完了（厳守）》

- (1)アルバイト報告書・事業所所見
 - (2)許可証
- } 担任 → 生活指導係

※ 報告手続きがなされない場合、次期アルバイトの申請を受け付けないこととする。

農繁期のアルバイトについては「アルバイト許可願(農繁期用)」を担任と生活指導係の許可を得て提出し、許可証を引き替えに受け取る。

アルバイト終了後は、許可証の提出により報告に替える。